

教職第 607 号

平成22年6月30日

各教育局長 様

総務政策局教職員課服務担当課長

長期休業期間中の教員の勤務管理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、適切に指導してください。

（人事法規グループ）

教職第 607 号
平成22年6月30日

各道立学校長 様

北海道教育庁総務政策局教職員課服務担当課長

長期休業期間中の教員の勤務管理について（通知）

長期休業期間中における教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修、いわゆる校外研修の取扱いについては、別添のとおり平成14年7月18日付け教職第1045号教職員課長通知により、同年7月4日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」による長期休業期間における勤務管理の留意事項等を周知しているところですが、未だその趣旨が徹底されず、各学校で自宅での研修としているものの中には、一部適切さを欠くと指摘されている事例があります。

つきましては、校外研修、特に自宅での研修は、次の点を遵守したものでなければ認められないものであることについて留意し、その厳格な取扱いを徹底してください。

記

- 1 教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修は、職務に専念する義務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、校外研修を承認するか否かは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。
- 2 校外研修の承認を行うに当たっては、当然のことながら、自宅での休養や自己の用務等の研修の実態を伴わないものはもとより、職務と全く関係のないようなものや職務への反映が認められないもの等、その内容・実施態様からして不相当と考えられるものについて承認を与えることは適当ではないこと。
- 3 校外研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で研修を行う必要性の有無等について適正に判断すること。
- 4 このため、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により、研修内容の把握・確認の徹底に努めること。なお、計画書や報告書の内容については、保護者や地域住民等の理解を十分得られるものとなるよう努めること。

（人事法規グループ）

各市町村教育委員会教育長 様
(札幌市教育委員会教育長を除く。)

北海道教育庁総務政策局教職員課服務担当課長

長期休業期間中の教員の勤務管理について（通知）

長期休業期間中における教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修、いわゆる校外研修の取扱いについては、別添のとおり平成14年7月18日付け教職第1045号教職員課長通知により、同年7月4日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」による長期休業期間における勤務管理の留意事項等を周知しているところですが、未だその趣旨が徹底されず、各学校で自宅での研修としているものの中には、一部適切さを欠くと指摘されている事例があります。

つきましては、校外研修、特に自宅での研修は、次の点を遵守したものでなければ認められないことに留意し、その厳格な取扱いを徹底してください。

記

- 1 教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修は、職務に専念する義務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、校外研修を承認するか否かは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。
- 2 校外研修の承認を行うに当たっては、当然のことながら、自宅での休養や自己の用務等の研修の実態を伴わないものはもとより、職務と全く関係のないようなものや職務への反映が認められないもの等、その内容・実施態様からして不相当と考えられるものについて承認を与えることは適当ではないこと。
- 3 校外研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で行う必要性の有無等について適正に判断すること。
- 4 このため、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により、研修内容の把握・確認の徹底に努めること。なお、計画書や報告書の内容については、保護者や地域住民等の理解を十分得られるものとなるよう努めること。

(人事法規グループ)



教職第 1045 号

平成 14 年 7 月 18 日

各 教 育 局 長 様

企画総務部総務課長

企画総務部教職員課長

夏季休業期間等における教職員の勤務管理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しました。

貴職におかれては、管内の道立学校長及び市町村教育委員会に対し、平成 13 年 9 月 25 日付け教育長通達・企画総務部長通知、平成 13 年 7 月 19 日付け企画総務部長通知及び平成 14 年 1 月 31 日付け教職員課長事務連絡文書の趣旨の徹底を図るなど適切な対応について指導するとともに、教職員の勤務管理について一層の適正を期するよう、指導願います。

（総務課総務・人事グループ）

（教職員課人事法規係）



教職第 1045 号

平成 14 年 7 月 18 日

各道立学校長 様

企画総務部総務課長

企画総務部教職員課長

夏季休業期間等における教職員の勤務管理について（通知）

このたび、文部科学省から別添写しのとおり通知があったので通知します。

貴職におかれては、平成 13 年 9 月 25 日付け教育長通達・企画総務部長通知、平成 13 年 7 月 19 日付け企画総務部長通知及び平成 14 年 1 月 31 日付け教職員課長事務連絡文書に沿って適切に取り扱っていることと考えておりますが、教職員の勤務管理について一層の適正を期するよう留意願います。

（総務課総務・人事グループ）

（教職員課人事法規係）



教職第 1045 号

平成 14 年 7 月 18 日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁企画総務部教職員課長

夏季休業期間等における教職員の勤務管理について（通知）

このたび、文部科学省から別添写しのとおり通知があったので通知します。

市町村教育委員会におかれては、貴管下の学校長に対し、平成 13 年 9 月 25 日付け教育長通達・企画総務部長通知、平成 13 年 7 月 19 日付け企画総務部長通知及び平成 14 年 1 月 31 日付け教職員課長事務連絡文書を周知いただいていることと考えておりますが、教職員の勤務管理について一層の適正を期するようご留意願います。

（人事法規係）



14初初企第14号

平成14年7月4日

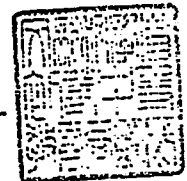
各都道府県・指定都市教育委員会

教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課長

辰野 裕一



夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（通知）

完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教育職員の勤務時間の取扱いについては、既に「完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取扱い等について」（平成14年3月4日初等中等教育企画課長通知）においてお願いしたところであり、貴教育委員会におかれましても、鋭意お取り組みいただいているところと承知しております。

改めて言うまでもないことではありますが、今日、教育行政においては、その透明性を高め、公教育に対する地域住民や保護者の方々の信頼を確保することが益々重要となっております。

今月中にも始まる本年度の夏季休業期間についても、「まとめ取り方式」廃止後、初の長期休業期間であることから、この間の教員の勤務状況について地域住民や保護者等の疑念を抱かれないことはもとより、この休業期間を教職員の資質向上等に有効に活用し、情報公開等においても十分理解を得られるよう、勤務管理の適正を徹底することは極めて重要であります。

このため、貴教育委員会におかれては、改めて、所管の学校に対し、下記事項に留意して勤務管理の適正につき指導の徹底を図るとともに、域内の市町村教育委員会に対しても、所管の学校に対し、下記の事項に留意して指導の徹底がなされるようお願いいたします。

なお、夏季休業期間終了後に、下記事項の取組状況等について調査を実施したいと考えておりますので、念の為、申し添えます。

記

- 1 長期休業期間中の勤務を要する日は、当然のことながら、給与上有給の取り扱いをされていることを踏まえ、本長期休業期間を活用して、以下のような取組みを充実し、教職員の資質向上や教育活動の一層の充実等に努めること。
 - (1) 初任者研修、経験者研修等の教育委員会が行う研修の実施
 - (2) 各学校における計画的な研修の実施
 - (3) 教育センター等における教員の自主的研修の支援
 - (4) 各学校における教材研究、授業研究の実施
 - (5) 児童生徒の実態等に応じた適切な教育活動の実施

- 2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第2項に基づく研修（以下「職専免研修」という。）について、以下の点に留意しつつ、その適正な運用に努めること。
 - (1) 職専免研修は、職務に専念する義務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、職専免研修を承認するかどうかは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。
 - (2) 職専免研修の承認を行うに当たっては、当然のことながら、自宅での休養や自己の用務等の研修の実態を伴わないものはもとより、職務と全く関係のないようなものや職務への反映が認められないもの等、その内容・実施態様からして不相当と考えられるものについて承認を与えることは適当ではないこと。
 - (3) また、職専免研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で研修を行う必要性の有無等について適正に判断すること。
 - (4) このため、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により研修内容の把握・確認の徹底に努めること。なお、計画書や報告書の様式等については、保護者や地域住民等の理解を十分得られるものとなるよう努めること。
 - (5) なお、職専免研修について、「自宅研修」との名称を用いている場合には、職専免研修が、あたかも自宅で行うことを通例や原則とするか如き誤解が生じないよう、その名称を「承認研修」等に見直すことも考えられること。